

随意契約の状況		担 当 課 : 財務課		
		契 約 日 : 令和4年5月11日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
八雲町固定資産 税標準宅地鑑定 評価業務	令和6年度の固定資産 (土地)の評価替におい て活用する標準宅地の 不動産鑑定を実施	令和4年5月11日 ～ 令和5年3月24日	(株)北海道鑑定 代表取締役 横山 幹人 札幌市中央区南1 条東2丁目	7,365,600 (6,696,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>標準宅地の鑑定評価において、地勢、土地利用の変遷等、八雲町の実態に精通している鑑定士に依頼することが最も適当であると判断するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				